

2024 年度総会議案書

総 会

日 時：2024 年 4 月 21 日（日）10 時 30 分～11 時 30 分

場 所：香川県立保健医療大学 大講義室

香川県高松市牟礼町原 281 番地 1

次 第

一、開 会

一、議長選出・書記任命

一、会長挨拶・総括説明

一、議案審議

1) 2023 年度事業報告について

2) 2023 年度決算報告について

3) 2023 年度監査報告について

4) 2024 年度事業計画案について

5) 2024 年度会計予算案について

6) その他

一、閉 会

2023 年度事業報告

会 長 宮 川 朱 美

2020 年から新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けはじめて 4 年が経過しました。ご存知のように、昨年 5 月に感染法上の分類が 2 類から季節性インフルエンザと同様の 5 類に変更され感染拡大防止対策は大きく緩和されました。4 月の香川県医学検査学会は 5 類に変更前ではありましたが、定員制限は設けず現地開催とオンデマンド配信を実施しました。現地は 99 名、オンデマンドは 76 名 計 175 名の参加者がありました。

昨年度から開催している「タスク・シフト / シェアに関する厚生労働大臣指定講習会（実技講習会）」は 7 月と 12 月に開催し、計 119 名が参加しました。第 5 回目として 3 月に開催を予定しています。

新（再）入会研修会については、香川県立保健医療大学にて開催し 39 名が参加しました。また、今年度は、学術活動においてほとんどの研修会が現地開催でした。以前のように活発な意見交換が行われていることと思います。精度管理調査事業は 89 施設に参加いただき、3 月 3 日に県庁ホールで精度管理研修会の開催を予定しています。加えて、全国「検査と健康展」についても、フジグラン丸亀店と香川県立保健医療大学大学祭にて開催、フジグラン丸亀店での開催は 120 名の来場者がありました。

その他、日本臨床衛生検査技師会関連事業である臨地実習指導者講習会は中四国支部主催のグループワーク主体の Web 開催で 2 回、ニューリーダー育成研修会は、Web 開催で、日臨技宮島会長のご講演のほか、昨年同様、Web でのグループワークに取り組みました。

今後も当会独自の事業を始め日本臨床衛生検査技師会関連事業等を中心に、会員の皆様のための事業を実施する予定です。

◆ 事 務 局 ◆

承認された。

事務局長 太田 安彦

2. 役員会議開催

1. 2023 年度

第 7 回理事会

会議名 (一社)香川県臨床検査技師会通常総会開催

日 時：2023 年 3 月 30 日(木)19:00～21:00

日 時：2023 年 4 月 16 日(日)10:30～11:15

場 所：Web 会議

場 所：香川県立保健医療大学 大講義室

出席者：宮川、松村、長町、太田、小原、小林、森本、高水、木内、福田、藤村、十川、多田、横内

出席者：559 名

(本人出席 99 名、委任状出席 460 名)

(総会員 722 名)

議長に田村ころろ氏（香川労災病院）を選出。

議案：1) 決算・予算報告について

2) 公益目的支出計画実施報告書について

議案

3) 役員欠員補充について

1) 2022 年度事業報告について

4) 名誉会員・会費免除会員の総会審議について

2) 2022 年度会計報告について

5) 第 45 回香川県医学検査学会・定時総会について

3) 2022 年度監査報告について

6) 令和 4 年香川県臨床検査技師会会員動向について

4) 2023 年度事業計画案について

5) 2023 年度会計予算案について

6) 会費規程の変更について

7) 日本糖尿病財団主催の「糖尿病予防キャ

名誉会員、会費免除会員の規程について討議の上、

- ンペーン」後援依頼について
8) 日臨技理事会報告と依頼事項について
9) 日本臨床検査技師連盟会議報告

第1回理事会

日 時：2023年5月25日(木)19:00～21:00

場 所：Web会議

出席者：宮川，松村，長町，太田，小原，香西，
小林，森本，高水，篠原，福田，藤村，
十川，木内，中澤，多田，横内，
多田（事務）

- 議案：1) 入会・退会者の承認および会費入金状況について
2) 令和5年度香川県地域包括ケアシステム学会賛助・団体会員会費納入のお願いについて
3) 会費の入金状況について
4) 新（再）入会研修会について
5) 全国「検査と健康展」について
6) 外部精度管理調査について
7) タスク・シフト / シェアに関する厚生労働大臣指定講習会について
8) 地域ニューリーダー育成研修会について
9) 災害対策について
10) 創立70周年・法人設立40周年記念式典開催について
11) 研修会の開催方法について

第2回理事会

日 時：2023年7月25日(火)19:00～21:00

場 所：Web会議

出席者：宮川，松村，長町，太田，小原，香西，
小林，森本，篠原，福田，藤村，十川，
木内，中澤，多田，横内，多田（事務）

- 議案：1) 入会・退会者の承認について
2) 広報活動アンケートについて
3) 地域ニューリーダー育成研修会参加者について
4) 都道府県ニューリーダー育成研修会について
5) 公益事業について
6) 学術活動について

- 7) 「第52回医療功労者」候補者の推薦について
8) 今後の日本臨床検査技師連盟活動について
9) その他

第3回理事会

日 時：2023年9月26日(火)19:00～21:00

場 所：Web会議

出席者：宮川，松村，長町，太田，小原，香西，
小林，森本，高水，篠原，福田，藤村，
十川，中澤，多田，多田（事務）

- 議案：1) 入会・退会者の承認について
2) タスク・シフト / シェアに関する厚生労働大臣指定講習会について
3) 広報活動アンケート結果報告について
4) 地域ニューリーダー育成研修会参加者について
5) 都道府県ニューリーダー育成研修会について
6) 公益事業について
7) 学術活動の承認について
8) 災害対策状についてについて
9) 香臨技創立70周年・法人設立40周年記念式典開催現状報告について
10) 香臨技顧問について
11) 個人情報保護規程の作成について
12) 施設責任者会議について
13) 電子決済について
14) 政策渉外調査施設登録について
15) 今後の日本臨床検査技師連盟活動について
16) 日臨技会長選挙について
17) 作業療法士会より研修会のお知らせについて

第4回理事会

日 時：2023年12月1日(金)19:00～19:40

場 所：天勝 本店

出席者：宮川，松村，長町，太田，香西，小林，
高水，篠原，福田，藤村，十川，木内，
中澤，多田，横内

- 議案：1) 入会・退会者の承認について

- | | |
|--|-----------------------------|
| 2) タスク・シフト / シェアに関する厚生労働大臣指定講習会について | 第4回 |
| 3) 学術活動の承認について | 日時：2023年12月17日(日)9:00～17:00 |
| 4) 電子決済について | 場所：香川県立保健医療大学 |
| 5) 臨床検査技師以外に講師を依頼した際の源泉徴収税納税に関するマニュアルの作成について | 講師：4名 |
| 6) 今後の日本臨床検査技師連盟活動について | 実務委員：12名 |
| 7) 日臨技会長選挙について | 参加者：60名 |
| 8) 次期香臨技理事について | |
| 9) 施設責任者会議について | |

第5回理事会

日時：2023年2月1日(木)20:00～21:30

場所：Web会議

出席者：宮川，松村，長町，太田，小原，香西，小林，高水，篠原，福田，藤村，十川，木内，中澤，多田，横内，多田(事務)

議案：1) 入会・退会者の承認について

- 2) タスク・シフト / シェアに関する厚生労働大臣指定講習会について
- 3) 香臨技創立70周年・法人設立40周年記念式典開催現状報告について
- 4) 災害対策について
- 5) 今後の日本臨床検査技師連盟活動について
- 6) 日臨技理事について
- 7) 会計監査の日程について
- 8) 3月の理事会の日程について

第6回理事会(予定)

日時：2024年3月26日(火)19:00～21:00

場所：Web会議

3. タスク・シフト / シェアに関する厚生労働大臣指定講習会

第3回

日時：2023年7月2日(日)9:00～17:00

場所：香川県立保健医療大学

講師：4名

実務委員：10名

参加者：59名

第5回(予定)

日時：2024年3月17日(日)9:00～17:00

場所：香川県立保健医療大学

講師：4名

実務委員：未定

参加者：60名予定

4. 令和5年度

都道府県ニューリーダー育成研修会

日時：2023年12月3日(日)10:00～16:00

場所：Web研修会

講習会世話人：太田，宮川

参加者：10名

内容：1) 臨床検査技師の進むべき未来と次世代のリーダーに求めるもの(日臨技宮島会長)

2) グループディスカッション

「タスクシフト / シェアをいかに推進していくか」～「意識」, 「技術」, 「余力」～

5. 事務局業務

1) 会員の入退会手続き

2) 賛助会員への入会案内・手続き

3) 全国「検査と健康展」開催申請及び報告

4) 香臨技新(再)入会会員研修会での「日臨技・香臨技について，連盟について」の説明

5) 理事会議事録作成及びHP掲載依頼

6) その他

◆ 精度管理委員会 ◆

委員長 長町 健一

2023年度の精度管理委員会は、香川県委託事業として臨床検査施設及び衛生検査所を対象とした外部精度管理調査を実施した。調査内容は臨床化学検査部門、免疫血清検査部門、血液検査部門、輸血検査部門、一般検査部門、生理検査部門、微生物検査部門、病理・細胞診検査部門とした。香川県精度管理研修会を県庁ホールにて開催予定である。

1. 外部精度管理調査実施項目

(1) 臨床化学検査部門

AST・ALT・LDH・ γ -GT・CK・ALP・AMY・ChE・Na・K・Cl・Ca・P・Fe・BUN・CRE・UA・T-CHO・TG・HDL-C・LDL-C・TP・ALB・T-BIL・GLU・HbA1c

(2) 免疫血清検査部門

HBs抗原・HCV抗体・TSH・Free-T₄・CEA・AFP・Ca19-9

(3) 血液検査部門

白血球・赤血球・ヘモグロビン・ヘマトクリット・血小板、
参考調査：末梢血液像フォトサーベイ

(4) 輸血検査部門

ABO血液型・RhD血液型・不規則抗体スクリーニング、直接抗グロブリン試験

(5) 一般検査部門 尿沈査フォトサーベイ

(6) 生理検査部門 フォトサーベイ

(7) 微生物検査部門

微生物関連フォトサーベイ・塗抹標本の染色と鏡検

(8) 病理・細胞診検査部門

細胞診フォトサーベイ

2. 参加施設

医療機関 100 施設に案内状を送付、89 施設が参加した。

3. 外部精度管理調査実施タイムスケジュール

案内状発送：2023年 9月 11日（月）

申込締切：2023年 9月 27日（水）

試料発送：2023年 10月 25日（水）

測定期間：2023年 10月 25日（水）

～27日（金）

結果回収：2023年 11月 6日（月）

報告書発送：2024年 2月 16日（金）

4. 香川県精度管理研修会

【開催報告】

開催日：2023年 3月 5日（日）13:00～17:00

会場：香川県社会福祉総合センター
1階コミュニティホール

【予定】

開催日：2024年 3月 3日（日）13:00～17:00

会場：県庁ホール

◆ 広 報 部 ◆

広報部長 小林 万代

1. 「臨検タイムス香川」の編集とホームページへの掲載

内容 ① 理事会議事録 ② 研修会案内
③ その他

編集担当

小林 万代（海部医院）、
藤村 一成（三豊総合病院）、
藤重 和久（三豊総合病院）、
森西 起也（香川県立保健医療大学）、
森本 弘美（香川県立中央病院）

2. 日臨技から会員への周知事項のホームページ掲載

3. 地域保健事業への協力事業

1) 令和5年度

全国「検査と健康展」in 香川（第1回）

日時：2023年 9月 24日（日）10:00～15:00

場所：フジグラン丸亀

内容：① 健康チェック（両上腕血圧測定、酸素飽和度測定、骨密度測定）

② 超音波検査体験コーナー、臨床検査パネル展示

③ 日臨技パンフレット配布

参加スタッフ：23名 来場者数：120名

2) 令和5年度

全国「検査と健康展」in 香川 (第2回)

日時: 2023年11月11日(土)10:00~13:00

場所: 香川県立保健医療大学 201 講義室

内容: ① 健康チェック (両上腕血圧測定, 酸素飽和度測定, 骨密度測定, 握力測定, AGEs 測定, 脳年齢測定)
② 臨床検査技師の認知度調査
③ その他 (臨床検査紹介, エイズ予防キャンペーン, がん予防啓発パンフレット配布, 日臨技パンフレット配布)

参加スタッフ: 16名 来場者数: 98名

◆ 学 術 部 ◆

学術部長 香西 宣秀

副部長 熊野 雅英

1. 第46回香川県医学検査学会 (Web開催)

会期: (現地開催)

2023年4月16日(日)9:00~12:50

(Web開催)

2023年4月23日(日)~5月12日(金)

テーマ: 「スキルアップ戦略」

一般演題: 6題

シンポジウム: 「スキルアップ戦略」

大栗 聖由 (香川県立保健医療大学

保健医療学部 臨床検査学科)

藤川 栄吏 (香川労災病院 中央検査部)

高水 竜一 (香川労災病院 中央検査部)

参加者: 175名 (会員175人)

2. 学術誌発刊

Vol.36 No.1 2023 (2023年4月1日発刊)

第46回香川県医学検査学会特集号

Vol.36 No.2 2023 (2023年12月31日発刊)

香川県臨床検査技師会誌

【原著】

原血清での測定が困難であった原発性マクログロブリン血症の一例

松村 雄太 (香川大学医学部附属病院 検査部)

不規則抗体スクリーニングにおける酵素法廃止前後の調査

布施 竣介 (独立行政法人労働者健康安全機構

香川労災病院 中央検査部)

【研修会特集】

著者: 合田 佳純 (三豊総合病院 中央検査部)

著者: 山地 瑞穂 (三豊総合病院 中央検査部)

著者: 安藤 実希 (社会医療法人財団大樹会
総合病院 回生病院 臨床検査部)

著者: 鬼松 幸子 (社会医療法人財団大樹会
総合病院 回生病院 臨床検査部)

著者: 山川けいこ (香川大学 医学部 病理病態・
生体防御医学講座 分子腫瘍病理学)

著者: 新美 健太 (香川県立保健医療大学
保健医療学部 臨床検査学科)

著者: 筒井 真人 (高松赤十字病院)

【私の奮闘記】

著者: 松田明日香 (高松赤十字病院 検査部)

【ブックレビュー】

著者: 田村 順子 (滝宮総合病院)

3. 学術部会の開催

第4回学術部会

日時: 2023年3月24日(金)18:30~19:30

場所: Web会議

出席者: 香西, 筒井, 田村, 渡邊, 藤川, 杉,
熊野, 山川, 藤本, 竹内, 藤澤 計11名

議題:

- 1) 2023年度学術部班長・副班長について
- 2) 2022年度香臨技活動状況について
- 3) 第72回日本医学検査学会について
- 4) 第46回香川県医学検査学会について
- 5) 2022年度学術部会計報告
- 6) その他

第1回学術部会

日時: 2023年6月30日(金)19:00~20:30

場所: サンメッセ香川 2階 小会議室3

出席者: 香西, 筒井, 田村, 渡邊, 藤川, 杉,
熊野, 山川, 藤本, 竹内, 藤澤 計11名

議題:

- 1) 学術部の構成
- 2) 2023年度活動計画
- 3) 第46回香川県医学検査学会について
- 4) 香川県臨床検査技師会誌について
- 5) 新(再)入会研修会について
- 6) その他

第2回学術部会

日 時：2023年9月29日(金)18:00~19:30

場 所：Web会議

出 席：香西，筒井，田村，渡邊，藤川，杉，
熊野，山川，藤本，竹内，藤澤 計11名

議 題：

- 1) 2023年度活動スケジュールについて
- 2) 2023年度学術部活動状況報告
- 3) 第47回香川県医学検査学会について
- 4) 香川県臨床検査技師会誌について
- 5) その他

第3回学術部会

日 時：2023年12月11日(月)19:00~20:20

場 所：Web会議

出 席：香西，筒井，田村，渡邊，藤川，杉，
熊野，山川，藤本，藤澤 計10名

議 題：

- 1) 学術活動に必要な税金についての勉強会
- 2) 第47回香川県医学検査学会について
- 3) 香川県臨床検査技師会誌について
- 4) その他

第4回学術部会 (予定)

日 時：2024年3月29日(金)18:30~19:30

場 所：Web会議

出席者：未定

議 題：

- 1) 2024年度学術部班長・副班長について
- 2) 2023年度香臨技活動状況について
- 3) 第47回香川県医学検査学会について
- 4) 2023年度学術部会計報告
- 5) その他

4. 学術部主催研修会の開催

令和5年度新(再)入会会員研修会

日 時：2023年10月1日(日)9:00~12:00

場 所：香川県立保健医療大学
講義棟3階大講義室

内 容

- 1) 香川県臨床検査技師会・日本臨床衛生検査技師会について
- 2) 医療安全と接遇について

3) 香臨技の精度管理事業について

4) 技師会広報活動について

5) 研究班活動について

参加者：39名

5. 部門別検査研究班活動報告

◆病理細胞診研究班◆

班 長 筒井 真人 (高松赤十字病院)

副班長 安西 駿士 (四国細胞病理センター)

第1回病理細胞診研究班研修会

日 時：2023年7月9日(日)14:00~16:00

場 所：四国細胞病理センター

内 容：子宮頸部細胞診

ThinPrepの細胞像と応用

講 師：池本 理恵 (SRL)

参加者：14名

第2回病理細胞診研究班研修会

日 時：2023年10月14日(土)14:00~16:00

場 所：サンメッセ香川 小会議室3

内 容：細胞検査士1次試験対策(細胞像)

講 師：安西 駿士 (四国細胞病理センター)

講 師：筒井 真人 (高松赤十字病院)

参加者：8名

第3回病理細胞診研究班研修会

日 時：2023年11月19日(日)14:00~16:00

場 所：四国細胞病理センター

内 容：細胞検査士2次試験対策

講 師：筒井 真人 (高松赤十字病院)

講 師：虫本 一平 (三豊総合病院)

参加者：7名

香川県細胞検査士会・病理研究班合同研修会

日 時：2023年12月16日(土)13:00~17:00

場 所：香川大学医学部 講義実習棟3階
第6実習室(組織病理実習室)

内 容：「甲状腺細胞診が楽しくなる！

知っておきたい観察のポイント」

内 容：鏡検実習(甲状腺30症例)

講 師：鈴木 彩菜(医療法人 神甲会 限病院)

参加者：51名

◆生物化学分析研究班◆

班 長 田村 順子 (滝宮総合病院)
副班長 山本 由紀 (キナシ大林病院)
副班長 後藤 力美 (香川労災病院)

令和5年度 第1回 生物化学分析研究班研修会

日 時：2023年9月28日(木)18:30~20:00

場 所：Web開催

テーマ：「肝炎治療 Up to Date」

内 容：「ウイルス性肝炎対策チームでの検査技師の関わり」

講 師：山地 瑞穂 (三豊総合病院)

内 容：「当院での肝炎ウイルス検査初回陽性患者対応 ~臨床検査技師の活動について~」

講 師：山口まどか (済生会熊本病院)

内 容：「検査技師が起点の肝炎チームでの拾い上げ ~最近の話題を含めて~」

講 師：谷 丈二

(香川大学医学部 消化器・神経内科)

内 容：「ウィルス性肝炎から脂肪性肝疾患のトピックス~日本肝臓学会 奈良宣言 2023も含めて~」

講 師：高口 浩一 (香川県立中央病院 院長)

参加者：28名

令和5年度

日臨技中四国支部 生物化学分析部門研修会

日 時：2024年1月21日(日)9:00~12:30

場 所：Web開催

テーマ：「不明異常値を考える」

内 容：「ALP 低値を気にしたことありますか」

講 師：山内 恵 (琉球大学病院)

内 容：「電解質の異常値 再検値が一緒ならそれで良い？」

講 師：中川 裕美 (倉敷中央病院リバーサイド)

内 容：「継続するAST 異常高値 それはマクロASTかも？」

講 師：安彦 裕実 (札幌保健医療大学 保健医療学部 栄養学科)

内 容：「路地裏から不明異常値を考究 (かがく)する」

講 師：肥田 和之 (国立病院機構

岡山医療センター 糖尿病・代謝内科)

参加者：110名

◆輸血検査研究班◆

班 長 渡邊 良 (香川労災病院)
副班長 鬼松 幸子 (回生病院)
副班長 山地 瑞穂 (三豊総合病院)

2023年度第1回香臨技輸血検査研修会

日 時：2023年6月4日(日)9:30~11:30

場 所：香川労災病院 管理棟 3F 第2会議室

内 容：輸血に関する情報交換

①香川県下の認定輸血検査技師受験状況

②不規則抗体スクリーニング検査の酵素法

③意見交換

参加者：30名

2023年度第2回香臨技輸血検査研修会

日 時：2023年12月10日(日)9:30~11:30

(意見交換含む)

場 所：香川労災病院 管理棟 3F 第2会議室

テーマ：「特殊血液製剤について知ろう！！」

内 容：特殊血液製剤について

講 師：中山 千智 (香川県赤十字血液センター 学術情報・供給課 学術係)

内 容：PC-HLA の使用症例

講 師：渡邊 良 (香川労災病院)

内 容：洗浄赤血球製剤の使用症例

講 師：山地 瑞穂 (三豊総合病院)

参加者：24名

◆微生物検査研究班◆

班 長 藤川 栄史 (香川労災病院)
副班長 松田明日香 (高松赤十字病院)
副班長 大平 知弘 (三豊総合病院)

第1回微生物検査研究班研修会

日 時：2023年6月17日(土)13:00~16:00

場 所：香川労災病院 管理棟 3階 第2会議室

内 容：2020年度香川県精度管理報告

講 師：鞆 美和香 (回生病院)

内 容：2級臨床検査士試験対策

講 師：大平 知弘 (三豊総合病院)

内 容：交流会

参加者：23名

令和5年度香臨技・四県合同研修会
(微生物検査研究班)

日時：2023年10月14日(土)12:50~17:00

場所：香川県立保健医療大学
講義棟3階大講義堂

内容：Actinotignum schaaliiによる菌血症の1例
講師：森本 瞳 (社会医療法人近森会
近森病院 臨床検査部)

内容：CD毒素遺伝子検査とToxigenic culture
法の比較検討

講師：別所 将弘 (徳島大学病院
医療技術部臨床検査技術部門)

内容：Nocardia farcinicaによる脳膿瘍の1例

講師：村上悠里子 (愛媛県立中央病院)

内容：術前眼脂培養よりExophiala dermatitidis
が検出された1症例

講師：糸井 優風 (独立行政法人
労働者健康安全機構 香川労災病院)

テーマ：「チーム医療において微生物検査技師に求
めるもの」

内容：感染症専門医師の立場から

講師：横田 恭子 (香川大学医学部附属病院
感染症センター センター長)

内容：感染制御認定看護師の立場から

講師：塚田由美子 (坂出市立病院)

内容：臨床微生物検査室のあるべき姿

講師：宮本 仁志 (愛媛大学医学部附属病院)

参加者：59名

第2回微生物検査研修会

日時：2023年12月9日(土)14:00~17:00

場所：高松赤十字病院 研修センター 大研修室

テーマ：グラム染色を見直そう

内容：染色の基礎

講師：岩脇 研次
(島津ダイアクノスティクス株式会社)

内容：鏡検法と症例

講師：西村 恵子 (香川大学医学部附属病院)

内容：結核の現状とIGRA検査

講師：諸江 雄大 (株式会社キアゲン)

参加者：36名

◆血液検査研究班◆

班長 杉 理恵 (香川県立中央病院)

副班長 細川 真誠 (四国中検 香川検査所)

2023年度 血液検査研究班研修会

日時：2023年12月9日(土)14:00~16:00

場所：サンメッセ香川

内容：資格取得体験談①

「二級臨床検査士(血液学)」

講師：合田 佳純 (三豊総合病院)

内容：資格取得体験談②「認定血液検査技師」

講師：田村 元幹 (高松市立みんなの病院)

内容：合成基質法による凝固因子活性検査

講師：永井 裕雄 (シスメックス株式会社)

内容：症例報告①

「CMLの早期で見つかった1症例」

講師：宮本由美子 (高松赤十字病院)

内容：症例報告②「後天性血友病Aの2症例」

講師：杉 理恵 (香川県立中央病院)

参加者：19名

◆情報システム研究班◆

班長 熊野 雅英 (四国中検 香川検査所)

副班長 高坂 智則 (高松赤十字病院)

業務

香川県臨床検査技師会ホームページ管理運営

◆遺伝子・染色体検査研究班◆

班長 山川けいこ (香川大学医学部病理病態・
生体防御医学講座 分子腫瘍病理学)

副班長 新美 健太 (香川県立保健医療大学)

第1回遺伝子・染色体検査研究班研修会

日時：2023年11月25日(土)14:00~16:00

場所：香川大学医学部

スキルスラボラトリー3F

内容：「次世代シーケンスの基礎とパネル検査の
今後」

講師：北野 敦史 (イルミナ株式会社)

内容：「核酸精製の基礎と臨床検査における
NGS前の核酸精製について」

講師：山田 聡 (株式会社キアゲン)

参加者：9名

◆生理検査研究班◆

班 長 藤本 正和（香川県立白鳥病院）
副班長 【神経生理】
【呼吸循環】大森 浩美（回生病院）
【画 像】中石 浩己（香川大学医学部附属病院）

第1回小施設分科会・生理検査研究班合同研修会
日 時：2024年1月21日（日）10:00～11:30
場 所：宇多津病院 5階ホール
テーマ：「スクリーニング検査に役立つ！甲状腺エコーの基礎」
内 容：講演「甲状腺エコーの基礎」
講 師：多田 由吏（香川労災病院）
内 容：ライブセミナー
「甲状腺エコーの基本走査」
講 師：多田 由吏（香川労災病院）
参加者：29名

◆一般検査研究班◆

班 長 竹内 彰浩（香川大学医学部附属病院）
副班長 石丸 雄士（キナシ大林病院）

2023年度 第1回一般検査研究班研修会
日 時：2023年9月3日（日）10:00～12:00
場 所：香川大学医学部附属病院 病院内
日本調剤薬局 2F（病院内スターバックス近く）
内 容：便潜血検査（定量化の意義も含めて）
講 師：西村 治彦
（アルフレッサファーマ株式会社）
内 容：潰瘍性大腸炎における便中カルプロテクチン検査の意義
講 師：大村 稔
（アルフレッサファーマ株式会社）
内 容：尿一般検査の基礎～検体の取り扱いから分析までのトピックス～
講 師：鳥塚 研二
（アークレイマーケティング株式会社）
参加者：24名

◆小施設分科会◆

班 長 藤澤 千絵（宇多津病院）
副班長 長町 美香（辻クリニック）

第1回小施設分科会・生理検査研究班合同研修会
日 時：2024年1月21日（日）10:00～11:30
場 所：宇多津病院 5階ホール
テーマ「スクリーニング検査に役立つ！甲状腺エコーの基礎」
内 容：講演「甲状腺エコーの基礎」
講 師：多田 由吏（香川労災病院）
内 容：ライブセミナー「甲状腺エコーの基本走査」
講 師：多田 由吏（香川労災病院）
参加者：29名

◆管理運営研究班◆

班 長 香西 宣秀（滝宮総合病院）
副班長 熊野 雅英（四国中検 香川検査所）

研修会開催実績なし

◆福 祉 部◆

福祉部長 森本 弘美

2023年度の主な活動は香臨技のホームページの求人情報欄を活用した求人・求職情報の提供である。

2023年度の求人掲載件数

- ・正規職員・・・・・・・・・・2件
- ・常勤職員・・・・・・・・・・1件
- ・非常勤職員・・・・・・・・・・5件
- ・パート・・・・・・・・・・1件

2023年度求職者数 なし

一般社団法人 香川県臨床検査技師会 入会金及び会費等に関する規程

平成 23 年 11 月 26 日制定

平成 30 年 4 月 22 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人香川県臨床検査技師会定款第 7 条の規定に基づき、この法人の会員の入会金及び会費等の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第 2 条 この規程に定める会員とは、定款第 5 条に定められた会員をいう。

(入会金及び会費の取扱い)

第 3 条 定款第 6 条の規定に基づき、入会を認められた会員は、本規程第 4 条以下の定めに従い、入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会金)

第 4 条 新たに正会員として入会を希望する者の入会金は、当面の間徴収しないものとする。

(会 費)

第 5 条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	年額	7,000 円
永年（45 年以上）正会員	年額	0 円
賛助会員（法人）	年額	30,000 円
賛助会員（個人）	年額	7,000 円
名誉会員	年額	0 円

(臨時会費等)

第 6 条 定款第 7 条第 3 項の規定により、特別の費用を必要とする場合には、臨時会費等を徴収することができる。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記日から施行する。

名誉会員および永年（45 年以上）正会員は一般社団法人日本臨床衛生検査技師会会員であることを条件とする。

一般社団法人 香川県臨床検査技師会 個人情報保護規程

令和 5 年 10 月 15 日制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人香川県臨床検査技師会（以下「この法人」という。）における、個人情報の適正な取扱いに関して、この法人の役員、学術部員、精度管理委員及び職員（以下「役・職員」という。）が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

一 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

二 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア. 特定の個人情報をコンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ. 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

三 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

四 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。

五 役・職員

「役・職員」とは、この法人に所属するすべての理事、監事及び職員をいう。

六 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、会長によって指名された者であって、この法人で取り扱う個人情報に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、すべての役・職員に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

2 この法人の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、この法人の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第 4 条 この法人においては、会長を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第 5 条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

- 2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

一 この法人の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先

二 個人情報の利用目的

三 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法

ア. 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ. 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ. 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ. 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

- 3 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項アないしエに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第 6 条 個人情報を取扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、この法人の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲内で行わなければならない。

(個人情報の提供)

第 7 条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

一 社会通念上相当な事業活動を営む者であること

二 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること

三 この法人との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

- 3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

- 4 本条第 2 項の定めに従い、個人情報を取扱う業務を第三者に委託した場合には、この法人が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第 8 条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第 9 条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取扱う役・職員等に遵守させなければならない。(役・職員等の監督)

第 10 条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役・職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。(個人情報等の消去・廃棄)

第 11 条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の消去・破棄を行うにあたり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これをこの法人が定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第 12 条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第 13 条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

- 一 漏洩した情報の範囲
- 二 漏洩先
- 三 漏洩した日時
- 四 その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止対策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第 14 条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第 15 条 この法人が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該

当する場合は、この限りではない。

- 一 法令の規定による場合
- 二 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第 16 条 この法人の個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。
- 3 事務局の担当者は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

(改 廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2024 年度事業計画（案）

会 長 宮 川 朱 美

2024 年 4 月 21 日（日）に、第 47 回香川県医学検査学会を開催いたします。新（再）入会研修会、全国「検査と健康展」、外部精度管理調査事業も例年通り開催する予定です。また、2022 年度から実施しているタスク・シフト / シェアに関する厚生労働大臣指定講習会（実技講習会）および 2021 年度から実施している臨地実習指導者講習会も引き続き開催する予定です。

さらに、以前からの課題である災害支援について、近い将来発生する可能性があると言われている南海トラフ地震等に備えるべく、できるだけ早く災害時支援対策マニュアルを作成し会員に周知するとともに県と協議し災害時支援協定を締結したいと考えています。

今年度はこれに加えて、会員の皆様のご賛同が得られましたら、臨床検査技師のこれまでの歴史・これからの医療・公衆衛生への貢献などを PR するとともに一般社団法人としての存在意義を示すために、産官学の要人をお招きし、創立 70 周年・法人化 40 周年記念式典を開催したいと考えています。

引き続き、会員の皆様のための活発な活動を展開いたします。

◇ 事 務 局 ◇

事務局長 太田 安彦

1. 技師の資質の向上に関する事業、学会、研修会および講演会等の開催に助力。
2. 継続事業への協力。
3. 日臨技・香臨技主催 全国「検査と健康展」の開催
4. タスク・シフト / シェアに関する厚生労働大臣指定講習会（実技講習会）の開催
5. 日臨技関連事業の開催および助力
6. 災害時支援対策の構築
7. 創立 70 周年・法人化 40 周年記念式典の開催

◇ 精度管理委員会 ◇

委員長 長町 健一

1. 2024 年度臨床検査施設及び衛生検査所の外部精度管理調査の実施
実施予定日 2024年10月下旬～11月初旬
2. 外部精度管理調査参加施設に対する助言活動
(希望施設のみ)
3. 学術活動への協力

◇ 広 報 部 ◇

広報部長 小林 万代

1. 「臨検タイムス香川」の編集とホームページへの掲載
2. 日臨技から会員への周知事項のホームページ掲載
3. 香臨技ホームページの有効活用
香臨技ホームページの内容を充実させて、会員への情報提供などをスムーズに行うことができるようにする。
4. 地域保健事業への協力事業
地域のイベントへの参加を通して、健康づくりや生活習慣病の早期発見のために、定期的な健康診断の重要性や臨床検査の正しい知識の普及と啓発を行う。
5. 香川県地域包括ケアシステム学会への参加
医療・保健・福祉・介護の職能団体と情報交換、情報共有をして、地域おこしを含めた地域包括ケアシステムの構築に寄与する。

◇学 術 部◇

学術部長 香西 宣秀

1. 第 47 回香川県医学検査学会開催
2. 香川県技師会誌の発刊
Vol.37 No.1 2024
Vol.37 No.2 2024
3. 学術部主催研修会の開催
内容, 時期は未定
4. 学術部会の開催
年 4 回を予定
5. 部門別検査研究班活動
 - 1) 病理細胞診研究班
県研修会を 1～2 回開催予定
 - 2) 生物化学分析検査研究班
県研修会を 2～3 回 Web もしくは会場にて
開催予定
 - 3) 輸血検査研究班
2024 年度 香臨技・四県合同研修会（輸血検査研究班）8 月 3 日・4 日
2024 年度 第 1 回香臨技輸血検査研修会（冬頃）
 - 4) 微生物検査研究班
県研修会を 2～3 回程度開催予定
 - 5) 血液検査研究班
県研修会を開催予定
 - 6) 情報システム研究班
県研修会を開催予定
香川県臨床検査技師会ホームページ管理運営
 - 7) 遺伝子染色体検査研究班
県研修会を開催予定
 - 8) 生理検査研究班
県研修会を開催予定
 - 9) 一般検査研究班
県研修会を開催予定
 - 10) 小施設分科会
県研修会を 1～2 回開催予定
 - 11) 管理運営研究班
県研修会を開催予定

◇福 祉 部◇

福祉部長 森本 弘美

求人・求職を希望される方, 施設の方は技師会ホームページの活用をお願いします。

一般社団法人香川県臨床検査技師会定款

「定款の制定・改正」

制定 昭和 59 年 3 月 6 日

改正 昭和 18 年 6 月 13 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 令和 6 年 4 月 21 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人香川県臨床検査技師会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を香川県木田郡三木町に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、臨床検査技師の学術技能の研鑽を行い、併せて、地域医療及び公衆衛生の向上を図り、もって県民の健康保持、及び増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨床検査に関する学会、研修会及び実技講習会等の開催
- (2) 会報、図書及び印刷物の刊行
- (3) 地域保健事業への協力
- (4) 検査精度管理に関する調査、研究及び指導
- (5) 会員の福利及び相互扶助に関する事業
- (6) 前各号の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする。）上の社員とする。

- (1) 正会員 臨床検査技師の資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体で、この法人に入会したものの
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労があった個人又は学識経験者で、理事会の推薦に基づき社員総会において推薦されたもの

(入 会)

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、所定の事項を記入した入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費等)

第 7 条 正会員（名誉会員を除く）は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会費等規程に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において定める会費等規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。
- 3 特別の費用を必要とする場合には、社員総会の決議を経て臨時会費等を徴収することができる。
- 4 既納の入会金および会費等は返還しない。

(会員名簿に記載した事項の変更)

第 8 条 会員名簿に記載した事項に変更を生じた会員は、1 週間以内に書面をもってこれを法人に通知しなければならない。

- 2 前項の通知があったときは、会長は、会員名簿に変更の記載をしなければならない。

(退 会)

第 9 条 退会の申出は、書面をもって行わなければならない。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決により除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費等を納付しないとき
- (2) 本定款その他の規則に違反したとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 11 条 会員の資格は次の事由によって喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (3) 総正会員が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章 社 員 総 会

(構 成)

第 12 条 社員総会はすべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 本定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議することとして法令又は本定款で定められた事項

（種 類）

- 第14条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とする。
- 2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。
 - 3 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集手続）

- 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、開催予定日の7日前までに、会議の目的事項・開催日時・開催場所を記載した書面を発して会長が招集する。ただし、緊急の場合は、正会員全員の同意を得て、招集手続を経ないで開催することができる。
- 2 前項にかかわらず、社員総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使できるときは、開催の14日前までにその通知を発しなければならない。
 - 3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して請求があったときは、会長は、臨時社員総会を招集しなければならない。

（議 長）

- 第16条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出する。

（議決権）

- 第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する正会員は、その決議に参加することはできない。

（決 議）

- 第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 本定款の変更
 - (4) この法人の解散および残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事または監事を選任する議案を決議する場合は、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

（決議の省略）

- 第19条 理事または正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につきすべての正会員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決

する旨の社員総会決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、この法人の正会員を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、当該正会員は社員総会毎に代理権を証する書面を会長あてに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は第18条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、議長及び社員総会に出席した者の中から議長が指名した議事録署名人2名以上が記名・押印し、事務所に備えて置かなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長を持って同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

2 会長及び副会長及び、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は、法人の理事及び使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と特殊の関係がある者を含む。）である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務および権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長は、毎事業年度において、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第26条 監事は、理事の職務執行状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の事業及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第27条 理事の任期は、その選任された日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、その選任された日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利を有し、義務を負う。

(解 任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理 事 会

(構 成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、法令又は本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(4) 必要に応じた顧問の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決められた順に、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長に事故等があるときは、他の理事を議長とする。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長および監事は、前項の議事録に記名・押印する。

第7章 資産及び会計

(事業計画および予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、本定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度および会計年度)

第38条 この法人の事業年度および会計年度は、毎年3月1日から翌年の2月末日までとする。

(余剰金)

第39条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第44条 本定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

附 則

(定款の効力)

第1条 本定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(最初の代表理事等)

第2条 この法人の最初の会長は、野村努とする。

(事業年度)

第3条 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、本定款第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(法令の準拠)

第4条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従うものとする。

正味財産増減計算書内訳表
令和5年3月1日から令和6年2月29日まで

(単位:円)

科 目	精度管理事業	広域社会事業	学術研究事業	広報事業	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0
受取入会金	0	0	0	0	0	0
受取会費	0	0	0	0	6,095,000	6,095,000
正会員受取会費	0	0	0	0	5,075,000	5,075,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	1,020,000	1,020,000
事業収益	0	0	0	200,000	0	200,000
会誌広告収入	0	0	0	200,000	0	200,000
受取補助金等	500,000	500,000	604,852	0	0	1,604,852
受取地方公共団体助成金	500,000	0	0	0	0	500,000
受取日臨技助成金	0	500,000	604,852	0	0	1,104,852
受取負担金	0	0	303,173	0	0	303,173
受取負担金	0	0	303,173	0	0	303,173
受取寄付金	0	0	0	0	0	0
雑収益	0	0	0	0	84	84
受取利息	0	0	0	0	84	84
経常収益計	500,000	500,000	908,025	200,000	6,095,084	8,203,109
(2) 経常費用						
事業費	698,392	729,308	858,225	1,175,510	0	3,461,435
旅費交通費	16,500	87,500	347,780	0	0	451,780
通信運搬費	23,000	0	0	0	0	23,000
消耗品費	413,892	63,967	238,276	103,560	0	819,695
印刷製本費	245,000	0	0	0	0	245,000
委託費	0	0	0	1,071,950	0	1,071,950
セミナー経費	0	577,841	272,169	0	0	850,010
管理費	0	0	0	0	2,843,383	2,843,383
雑給与	0	0	0	0	600,000	600,000
福利厚生費	0	0	0	0	102,223	102,223
事務費	0	0	0	0	800,098	800,098
事務用品費	0	0	0	0	50,822	50,822
通信費	0	0	0	0	183,272	183,272
会議費	0	0	0	0	414,500	414,500
交通費旅費	0	0	0	0	251,920	251,920
備品費	0	0	0	0	42,444	42,444
光熱水料費	0	0	0	0	48,675	48,675
賃借料	0	0	0	0	91,381	91,381
諸謝金	0	0	0	0	32,500	32,500
租税公課	0	0	0	0	6,100	6,100
支払負担金	0	0	0	0	40,000	40,000
事務所改築費用	0	0	0	0	81,210	81,210
リース料	0	0	0	0	42,671	42,671
交際費	0	0	0	0	29,387	29,387
雑費	0	0	0	0	26,180	26,180
経常費用計	698,392	729,308	858,225	1,175,510	2,843,383	6,304,818
評価損益調整前経常増減額	-198,392	-229,308	49,800	-975,510	3,251,701	1,898,291
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-198,392	-229,308	49,800	-975,510	3,251,701	1,898,291
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-198,392	-229,308	49,800	-975,510	3,251,701	1,898,291
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	20,000	20,000
一般正味財産増減額	-198,392	-229,308	49,800	-975,510	3,231,701	1,878,291
一般正味財産期首残高	-3,632,144	-2,226,379	2,790,943	-7,438,174	21,390,634	10,884,880
一般正味財産期末残高	-3,830,536	-2,455,687	2,840,743	-8,413,684	24,622,335	12,763,171
II 指定正味財産増減の部						
III 正味財産期末残高	-3,830,536	-2,455,687	2,840,743	-8,413,684	24,622,335	12,763,171

貸借対照表

令和6年2月29日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	10,396,658	8,518,367	1,878,291
流動資産合計	10,396,658	8,518,367	1,878,291
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
土地	1,719,567	1,719,567	0
建物	646,946	646,946	0
その他の固定資産合計	2,366,513	2,366,513	0
固定資産合計	2,366,513	2,366,513	0
資産合計	12,763,171	10,884,880	1,878,291
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(2) その他一般正味財産	12,763,171	10,884,880	1,878,291
一般正味財産	12,763,171	10,884,880	1,878,291
正味財産合計	12,763,171	10,884,880	1,878,291
負債及び正味財産合計	12,763,171	10,884,880	1,878,291

財 産 目 録

令和 6 年 2 月 29 日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金			1,934,087
	普通預金	百十四銀行／高松支店		8,462,571
流動資産合計				10,396,658
(固定資産)	基本財産			
	特定資産			
	その他固定資産			
	建物	木田郡三木町大字下 高岡字正一2695番地13	セミナーハウス	646,946
	土地	木田郡三木町大字下 高岡字正一2695番13	セミナーハウス敷地	1,719,567
固定資産合計				2,366,513
資産合計				12,763,171
(流動負債)				
流動負債合計				
(固定負債)				
固定負債合計				
負債合計				
正味財産				12,763,171

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
合計				

会計監査報告書

高松赤十字病院検査部カンファレンス室において、一般社団法人香川県臨床検査技師会の令和5年度会計について監査をしましたところ、事業は適正に実施され会計決算は、諸帳簿と証拠書類等を対照精査し、いずれも適正に処理されていることを認めましたのでここに報告いたします。

令和6年3月8日

監事

多田達史



監事

横内美和子



収支予算書内訳表

令和6年3月1日から令和7年2月28日まで

(単位:円)

【来期予算】

科 目	精度管理事業	広域社会事業	学術研究事業	広報事業	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受取会費	0	0	0	0	6,000,000	6,000,000
正会員受取会費	0	0	0	0	5,100,000	5,100,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	900,000	900,000
事業収益	0	0	0	300,000	0	300,000
会誌広告収入	0	0	0	300,000	0	300,000
受取補助金等	500,000	500,000	500,000	0	0	1,500,000
受取地方公共団体助成金	500,000	0	0	0	0	500,000
受取日臨技助成金	0	500,000	500,000	0	0	1,000,000
経常収益計	500,000	500,000	500,000	300,000	6,000,000	7,800,000
(2) 経常費用						
事業費	700,000	700,000	1,000,000	1,100,000	0	3,500,000
旅費交通費	0	80,000	400,000	0	0	480,000
消耗什器備品費	0	0	300,000	0	0	300,000
消耗品費	450,000	70,000	0	100,000	0	620,000
印刷製本費	250,000	0	0	0	0	250,000
委託費	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000
セミナー経費	0	550,000	300,000	0	0	850,000
管理費	0	0	0	0	4,280,000	4,280,000
雑給与	0	0	0	0	600,000	600,000
事務費	0	0	0	0	800,000	800,000
事務用品費	0	0	0	0	100,000	100,000
通信費	0	0	0	0	100,000	100,000
会議費	0	0	0	0	300,000	300,000
交通費旅費	0	0	0	0	200,000	200,000
備品費	0	0	0	0	100,000	100,000
印刷製本費	0	0	0	0	100,000	100,000
事務所改築費用	0	0	0	0	100,000	100,000
リース料	0	0	0	0	40,000	40,000
交際費	0	0	0	0	60,000	60,000
雑費	0	0	0	0	1,780,000	1,780,000
経常費用計	700,000	700,000	1,000,000	1,100,000	4,280,000	7,780,000
評価損益調整前経常増減額	-200,000	-200,000	-500,000	-800,000	1,720,000	20,000
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-200,000	-200,000	-500,000	-800,000	1,720,000	20,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	-200,000	-200,000	-500,000	-800,000	1,720,000	20,000
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	20,000	20,000
一般正味財産増減額	-200,000	-200,000	-500,000	-800,000	1,700,000	0
一般正味財産期首残高	-3,830,536	-2,455,687	2,840,743	-8,413,684	24,622,335	12,763,171
一般正味財産期末残高	-4,030,536	-2,655,687	2,340,743	-9,213,684	26,322,335	12,763,171
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高						
正味財産期末残高	-4,030,536	-2,655,687	2,340,743	-9,213,684	26,322,335	12,763,171